平成２９年８月２４日

山形広域環境事務組合

一般廃棄物収集運搬許可業者の関係者の皆様

搬入処理手数料納付方法等の変更について（お知らせ）

日頃は、当組合が実施する事業に対して、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、１０月からのエネルギー回収施設（立谷川）稼働に伴い、搬入処理手数料の納付方法等に変更がございますので、お知らせいたします。

　なお、ご不明な事などありましたら、下記問い合わせ先まで御連絡下さい。

１　対象施設と納付方法の変更の一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象施設 | 収集市町 | ～H29.9.16(土) | H29.9.18(月)～H29.9.30(土) | H29.10.2(月)～ |
| 立谷川清掃工場 | 山形 | 事前購入した廃棄物処理券、又は現金 | 受入停止 | 施設廃止 |
| 上山・山辺・中山 | 各役所、役場精算(変更なし) |
| エネルギー回収施設（立谷川） | 山形 | 試運転中 | 事前購入した廃棄物処理券、又は現金 | **現金、又は後納** |
| 上山・山辺・中山 | 各役所、役場精算(変更なし) |
| 半郷清掃工場 | 山形 | 事前購入した廃棄物処理券、又は現金 | **現金、又は後納** |
| 上山・山辺・中山 | 各役所、役場精算(変更なし) |
| 立谷川リサイクルセンター | 山形・上山・山辺・中山 | 事前購入した廃棄物処理券、又は現金 | **現金、又は後納** |

２　『現金』と『後納』について

Ｈ２９年１０月２日（月）以降の搬入処理手数料の納付方法は、下表のとおり

『現金』払いと『後納』があります。必ずどちらか一方を選択することとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 納付方法 | 特　　　徴 |
| 現　金 | ・計量所にて現金で支払います。（一定期間、廃棄物処理券が併用可能となります。）**※廃棄物処理券は、９月末日まで全て使い切ることをお願い****します。事情により使い切れなかった場合の経過措置とし****て、使用可能期間を平成３０年３月３１日まで延長します****が、廃棄物処理券を使用するためには、この『現金』払い****を選択しておくことが必要となります。** |
| 後　納 | ・搬入処理手数料は１ヶ月毎にまとめて、翌月納付精算することとなります。**※計量所での現金や廃棄物処理券は、併用できませんので注****意が必要です。****また、月の途中で『現金』払いから『後納』に変更するこ****とはできません。** |

３　後納制度の概要

1. 要件

○　構成市町から一般廃棄物収集・運搬の許可を受け、かつ山形広域環境事務組合のごみ処理施設への搬入許可を受けた方

　　　　（上記に加え、再申請時においては、滞納している後納手数料がないこと、過去２年間において手数料の納付の遅れがないこと）

1. 申請方法
* 申請場所は、下記問い合わせ先です。
* 後納申請書の提出が必要です。
* 車両ごとではなく、許可業者様名義一括での取扱いです。

　　　○　申請期限は、開始希望月の前月１４日前まで。

**平成２９年１０月搬入分から後納開始を希望される場合は、９月１９日（火）まで申請が必要です。**

* 開始期間は、希望月の１日（初日）からとなり、月途中からはできません。
* 承認期間は、搬入許可期間の末日まで。

（後納継続を希望する方には、搬入許可更新の際に、併せてご案内をいたし　ます。）

（３）納付方法

○　半郷清掃工場・立谷川リサイクルセンター分

施設ごとに搬入量を集計し、翌月に納入通知書を送付しますので納期限までにお支払い下さい。　　　　　　　　例）納期限は、送付月の下旬頃です。

○　エネルギー回収施設（立谷川）分

当組合が徴収業務等を委託する「山形エコクリエイション㈱」が請求しますので、徴収者が指定する金融機関に振り込み下さい。**なお、振り込み手数料は納入者負担となります。**

また、平成３０年１２月稼働予定のエネルギー回収施設（川口）についても、当組合が委託する徴収者による同様の取扱いを見込んでおります。**振り込み手数料の負担が必要となることをご理解のうえ、後納申請されるようお願いします。**

（４）滞納した場合

* 後納承認が取り消され、計量所において現金による即納になります。
* 滞納が続く場合には、全施設において搬入停止となります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　10月搬入分

後納申請期限　　　搬入開始　　　搬入終了　　　納付書郵送　　　納期

9/19　　　　　　　10/2　　　　10/31　　　　11中旬　　　　11下旬

9月末まで

廃棄物処理券を使い切る。

以降、9月末までは計量所での現金払い。

【イメージ図】　１０月搬入分より後納の場合

４　計量カード（ＩＣカード）の取扱い

1. エネルギー回収施設（立谷川）の計量カードの受け取り

○　現在、立谷川清掃工場の計量カードをお持ちの方は、エネルギー回収施設（立谷川）に搬入する際使用する計量カードを、以下の日時・場所にて受け取ってください。

　　　　**日時　：　平成２９年９月１２日から１４日　　９：００から１６：００**

**場所　：　立谷川清掃工場事務室**

1. 計量カードの紛失・破損への対応

　　○　エネルギー回収施設（立谷川）及び立谷川リサイクルセンターの計量カード

（ＩＣカード）については、紛失、及び使用者の責とみなされる破損が生じた場合は、実費相当分の負担を求めることを考えております。

　　○　再発行は申請制とします。また、紛失時については、後納等で悪用されることがないよう使用不可の措置が必要ですので、当組合へ即時届出を行ってください。

1. 計量カードの返却について

　　○　車両の入れ替えがあった場合等により、本カード使用が不要になった際、すみやかに返却して下さい。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先　　〒９９０－８５４０山形市旅篭町二丁目３番２５号　山形市役所１０階山形広域環境事務組合施設課　施設係　井上、村岡　　０２３－６４１－１２１２（内線９１９、９２０） |